

(案)

令和5年 月 日

山梨県知事 殿

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会  
委員長

意見書

地方独立行政法人法第25条第1項の規定に基づき知事が定める地方独立行政法人山梨県立病院機構が達成すべき業務運営に関する目標について、当委員会の意見は、下記のとおりである。

記

地方独立行政法人山梨県立病院機構中期目標（原案）は適当である。